

神戸スポーツアカデミー「シニアサッカースクール2010」約款

● 第1条 趣旨

この約款は、神戸スポーツアカデミーが運営する「シニアサッカースクール（以下本スクール）」について必要な事項を定める。

● 第2条 入校手続

本スクールに入校を希望するものは、所定の申込用紙により、本アカデミーマスターの承認を得た上、本アカデミーが定める入会金その他所定の費用を本アカデミーに支払うものとする。その手続きが完了し、保険加入手続きが完了したとき、本アカデミーとの間の本規約に基づくスクール生契約が成立する。

● 第3条 資格

- (1) 健康で、本スクールの練習に耐えうる体力を有し、サッカーが好きで上手になりたいという意志を持ち、努力出来る者。
- (2) スクール生は、自分の健康管理に責任を持ち、よいコンディションで練習に参加するよう努力するものとする。
- (3) 本スクールの開設趣旨・目的に賛同し、入会を希望する者で、本約款等の当アカデミーが定める諸規則を遵守できる者。

● 第4条 入会金と会費

- (1) 入会金及びスクール年会費、月会費、その他費用の額は、本アカデミーが別途定める額とする。
- (2) 一旦納入された入会金及び年会費はいかなる場合においても返還しないものとする。
- (3) 一旦納入された、月会費はいかなる場合においても返還しない。ただし、本アカデミーマスターが、やむを得ないと判断できる理由により退校する場合は、通知当月の会費は返還できないが、翌月以降の会費を返金することが出来る。その場合の振込手数料はスクール生が負担する。
- (4) スクール会費（4期分割前納）納付月
春季（4～6月分）－3月下旬
夏季（7～9月分）－6月下旬
秋季（10～12月分）－9月下旬
冬季（1～3月分）－12月下旬
- (5) 入金方法
会費入金方法は銀行振込を原則とする。
- (6) 諸料金の変更
本アカデミーは、本規約に基づいてスクール生が負担すべき入会金、年会費、月会費、その他の料金を社会情勢の変動に応じて変更できるものとする。
- (7) スポット参加制度
毎回参加できないが、本アカデミーのスクールにスポットで参加したい場合は、別途定める年間登録料と1日会費を当日支払えば参加することが出来る。

● 第5条 退校手続き

スクール生が本スクールを退校しようとするときは、事務局へ届けた後、アカデミーマスターの了解を得なければならない。

● 第6条 「スクール」開催日

- (1) 4月～6月を春季スクール、7月～9月を夏季スクール、10月～12月を秋季スクール、1月～3月を冬季スクールと区分し、本アカデミーが定めた開催日程を区分毎に開催前に会員に書面で通知する。
- (2) 国の定める休日、祭日は、原則としてスクールを開催しない。ただし、年間開催日数を調整してやむを得ない場合は休日、祭日でもスクールを開催する。

● 第7条 スクール生資格の喪失

- (1) スクール生の都合による退会の申し出を本アカデミーマスターが承認したとき。
- (2) スクール生本人が死亡したとき。

● 第8条 スクール参加資格の停止

スクール生が以下の事態を引き起こした時は、そのスクール生を除籍処分とする。

- (1) 本アカデミーの名誉を著しく汚すような行為をしたとき。
- (2) 再三の指示にもかかわらず練習意欲・意志が全く見られないとき。
- (3) 他のスクール生に危害を加えたり、著しく気分を害するような行為をしたとき。
- (4) コーチの指示を聞かず、アカデミーの約束事を守ろうとする意志が見られないなど、スクール運営に悪影響を及ぼす行為が度重なったとき。

● 第9条 スクールの閉鎖・中止

本スクールは、次の場合に本スクールの全部または、一部を閉鎖・中止することがある。その際スクール生は、損害賠償等の異議を申し立てることができないものとする。ただし、本アカデミー側の事由によりスクールを廃止する場合は、その旨を1ヶ月前までに書面で理由を告示するものとする。

- (1) 天災・地変・その他の事由によりスクール存続が不可能と認められたとき。
ただし、荒天中止順延の場合は、その振替日を後日事務局より対象スクール生に連絡する。
- (2) その他アカデミー経営上存続が不可能と思われる重大な事由が生じたとき。
- (3) 借用している会場の都合で存続が不可能と思われるとき。

● 第10条 出席・欠席について

本スクールを欠席する場合の連絡は、不要。

● 第11条 ユニホーム

スクール参加時は、本アカデミーが指定したユニホームを着用する。但し、本アカデミーの指定ユニホームが完成するまで当分の間は、参加者が好むユニホームで参加を認める。

● 第12条 活動中の怪我と保険加入

- (1) スクール生は本アカデミーが指定するスポーツ保険に事務局で加入するものとする。
- (2) スクール生は保険加入手続きが完了するまで、練習には参加できない。万一、保険加入が完了する前に練習に参加し、怪我をした場合、本アカデミーは一切損害賠償の責を負わない。
- (4) スクール活動中ならびに自宅とスクール会場の往復経路中に発生した障害については、保険の範囲内において、保障する。保険の範囲外について本スクールは一切損害賠償の責を負わないものとする。

● 第13条 盗難・紛失及び忘れ物

- (1) スクール開催時に生じた盗難・紛失について、本アカデミーに重大な責がある場合を除き、本アカデミーは一切損害賠償の責を負わないものとする。
- (2) 忘れ物について、本アカデミーは、一定期間保存した後、処分をする。スクール生はこれについて承認するものとする。

● 第14条 情報の管理

本アカデミーは、スクール生が入会・在籍に関して知り得たスクール生に関する情報（以下「スクール生情報」という）のを以下のとおり管理するものとする。

（1）本アカデミーは、スクール生より諸会費、諸費用を回収するため、スクール生の名前・住所・電話番号・入会申込日などの情報を管理する。

（2）本アカデミーは、前項に記載された範囲の情報を本スクールの運営に利用するほか、前項に定める場合、並びに公的機関の要請を除き、一切のスクール生情報を提供、開示しないものとする。

● 第15条 諸規則の遵守

スクール生は、本アカデミーが定める諸規則を守らなければならない。

● 第16条 本規約の改定

本アカデミー規約は、本アカデミーが必要と認めた場合に限り、本契約の改定を行うことができるものとする。その改定内容は全スクール生に通知、適用されるものとする。

● 第17条 本規約の定めない事項

本契約に定めない事項については、必要に応じて本アカデミーが適宜これを定める。

● 第18条 附則

この規約は2010年4月1日から発効する。